

別添3

国土入企第2号
令和2年4月1日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進等について

建設キャリアアップシステムについては、今年度4月から運用が開始され、着実に制度の利用が進められているところですが、建設キャリアアップシステムを「建設業界共通の制度インフラ」として更なる普及・活用を促進する観点から、令和2年3月23日、国土交通省と建設業者団体が連携し、令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた具体策等からなる、「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」（別添1）（以下「官民施策パッケージ」という。）をとりまとめ、このたび、建設業者団体に対して積極的な制度の活用等を要請したところです（別添2）。

建設キャリアアップシステムについては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）（以下「適正化指針」という。）においても制度の活用促進を図る旨が明記され、公共工事における取組を公共発注者に対して要請したところですが（「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号等））、官民施策パッケージにおいては、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の令和5年度からの公共工事等の建設キャリアアップシステム完全移行の方針や、国土交通省直轄工事でのCCUS義務化モデル工事の実施等について盛り込まれ、地方公共団体が発注する工事においても、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている元請事業者に総合評価落札方式で加点を行う取組やその検討が一部の県で始められるなど（別添3）、公共発注者による取組が着実に進められているところであります。

建設キャリアアップシステムは、建設技能者の技能と経験に応じた賃金の支払と処遇改善に加え、施工体制台帳の作成の効率化等にも資するものですが、建設

工事の現場において活用されるためには、技能者によるキャリアアップカード（以下「カード」という。）の取得に加え、カード取得者が建設工事の現場で就労実績等を蓄積できるよう、建設工事を受注する元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や施工体制に参画する下請事業者による施工体制登録等が必要なことがあります。

公共工事の品質確保には、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であり、若者をはじめとする中長期的な技能者の確保・育成に配慮することは公共発注者が果たすべき責務です（公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項参照）。建設キャリアアップシステムを建設業界共通の制度インフラとして、元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や、施工に参画する下請事業者と技能者による現場での活用を促進するためには、公共工事の発注者において制度活用に向けた適切な配慮やインセンティブ措置等が的確に講じられ、公共工事における制度の活用に向けた環境整備が進められることが重要です。

つきましては、官民施策パッケージに盛り込まれた国土交通省直轄工事でのCCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事や、地方公共団体発注工事における加点評価等を踏まえ、積極的な制度活用を行うなど、適正化指針に則って、下記の事項について適切なご対応とご協力をに行っていただくよう要請いたします。

また、都道府県におかれでは、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

記

1. 官民施策パッケージにおいて、令和2年度より国土交通省直轄工事の一般土木工事（WTO 対象工事）について、CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の試行が盛り込まれたことや、一部の県において総合評価落札方式等での加点措置等がなされていることなどを踏まえ、貴都道府県におかれてもこれらの措置の実施について、積極的な検討と取組を行っていただくようお願いします。

なお、令和2年度に実施する入札契約適正化法に基づく実施状況調査から、適正化指針に則った取組として、建設キャリアアップシステムに関する都道府県等における加点評価等の取組状況等について報告を求める予定としておりますので、あらかじめご承知おきいただくとともに、調査の円滑な実施にご協力いただけますようお願いします。

2. 元請事業者による現場登録や、カードリーダーの設置及び施工体制に参画する下請事業者による施工体制登録等が円滑になされ、カードを有する技能者が就労実績等の蓄積を行うことができる環境整備が進められるよう、必要に応じて適宜ご配慮をお願いするとともに、さまざまな機会を捉えて、元請事業者をはじめとした建設企業等への普及啓発や理解促進にご協力をお願いします。
3. (一社)日本建設業連合会や(一社)全国建設業協会、(一社)全国中小建設業協会など、建設業者団体においても、建設キャリアアップシステムに関するモデル工事等の意欲的な取組が始まっています。公共工事における建設キャリアアップシステムの活用促進の観点から、元請及び下請として施工に関わる建設企業が、実際に現場で利用することを通じて、その効果の把握や理解の浸透が進むことが重要であることから、建設業者団体において取り組まれるモデル工事や現場見学会等の取組について、緊密な連携とご協力を行っていただけますようお願いします。
4. 官民施策パッケージにあるとおり、公共工事をはじめ建設工事全般における建設キャリアアップシステム活用を図るために市町村が発注する工事において活用が促進されることも重要であることから、各都道府県におかれましては、管内市町村において先進的な取組事例の周知と制度の普及・理解の促進が図られるよう、各都道府県の公共工事契約制度運用連絡協議会が開催する会議をはじめ、各種説明会など様々な機会を捉えて、取組事例等の周知や働きかけ、助言などについて積極的なご協力をお願いします。
5. 建退共制度については、公共工事の予定価格において掛金納付のための財源を措置していること等を踏まえ、「建設業退職金共済制度の普及徹底について」(平成11年3月18日付け建設省経労発第24号)により、公共工事の発注者としても適正履行の確保に努めていただいているところでありますが、官民施策パッケージに盛り込まれたとおり、令和3年度から導入を予定している建退共制度の電子申請方式において建設キャリアアップシステムを活用することにより、技能者の就労状況をより正確かつ効率的に報告でき、技能者の処遇改善に加え、発注者の財源措置に係る適正履行の確保にも資することとなります。令和3年度から導入される建設キャリアアップシステムを活用した電子申請方式の導入と、それに伴う現行の証紙方式の履行強化について、今夏を目途に、別途通知を発出する予定としておりますので、あらかじめその旨ご承知おきいただくとともに、引き続き、公共工事における建退共制度の適正履行の確保に努めていただけますようお願いします。

以上